

優生保護法裁判の最高裁勝訴判決に対する声明

旧優生保護法のもとで不妊手術を強制された障害者等が、国に賠償を求めているいわゆる優生保護法訴訟について、最高裁判所大法廷は、2024年7月3日、原告の主張を支持し、勝訴判決を下しました。

この歴史的な判決では、原告の主張に沿い、優生保護法の下で強制された不妊手術について、「立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえないものであることが明らか」と当初からの違憲性を明言し、国の除斥期間の主張を「信義則に反し」「権利の濫用」として一蹴しました。

判決は、長年にわたり苦しんできた被害者の方々の主張の正当性を承認するとともに癒しの一步となるものであり、私たちはこの結果を心から歓迎します。

同訴訟の原告にはろう者が含まれ、手話通訳者をはじめとする多くの仲間が支援活動に取り組んできました。同訴訟に関わる方々の取り組みに対して、心からの敬意を表し、このたびの勝訴判決をともに喜びたいと思います。

判決は、国に対して過去の過ちを認め、被害者とその家族に対して心からの謝罪と賠償を命じるものと言えます。今後被害者に対する謝罪と賠償が進むものと思いますが、それで原告や被害者の受けた痛みや辛さが消えるわけではありません。

全通研は創立時より「聴覚障害者の生活と権利を守る」立場をとり、全日本ろうあ連盟と共同してろう者の権利保障をめざした手話通訳活動を続けてきました。全通研創立50周年を迎えた今年、ろう者をはじめ障害者の基本的人権の保障をあらためて確認した判決がなされたことは大変感慨深いものがあります。

私たちは、このたびの最高裁判決までの取り組みを踏まえ、優生保護法の存在により生じた障害者の暮らしの困難への私たちのこれまでの対応をあらためて検証し、また、基本的人権を蹂躪する同法の制定の背景にある優生思想そのものに反対するとともにより公正で包摂的な社会を築くことに責任を持ちたいと思います。

全通研は、創立50周年の節目にあたり、あらためてろう者とともにあり、ろう者と交流を深める中でろう者の暮らしの困難さを把握するとともにその原因を追求し、解決に向けて取り組むという基本理念を胸に刻み、すべての人々の人権が守られる社会の実現に向けて活動を続けていきます。

2024年7月5日

一般社団法人全国手話通訳問題研究会理事・監事一同